

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2に定める農用地区域内における開発行為に対する知事の許可についての審査基準

申請について次の各事項を検討し、これに該当する場合は許可しない。

第1 開発行為の目的

開発行為により農業振興地域整備計画の達成に支障を来す場合。

(1) 開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途となり、その用途が固定化される場合。

なお、農用地区域内にある土地を現状のまま利用し、又は保全することを目的として行う開発行為であって、当該開発行為により設けられる工作物（建築物を除く）の種類、構造、規模等からみて、容易に移転し、又は除去することができる場合は除く。

(2) 開発行為後の土地の状態が開発行為前の土地の状態に比べて農用地等への転換可能性が低下する場合。

第2 開発行為に係る被害防除措置

1 開発行為に係る土地の周辺の農用地等において、耕作又は養畜の業務に著しい支障を来す場合。

開発行為により土砂の流出、崩壊、洪水、いっ水、湛水、飛砂、飛石、地盤の沈下を生ずるおそれがある場合等。

2 開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を来す場合。

(1) 開発行為により農業用排水施設が損壊される場合。

(2) 開発行為により農業用排水施設に土砂等が流入して用排水が停滞する場合。

(3) 開発行為により農業用排水施設に過大な水が流入して農地等にいっ水する場合。

第3 工事計画の確実性

1 申請者が当該開発行為を有する行為能力を有していない場合。

(1) 申請者が個人にあつては、未成年者及び成年被後見人等の場合。

(2) 申請者が法人にあつては、その事業目的が定款又は寄付行為等により定められた業務の範囲に適合しない場合。

2 申請書記載の工事計画を完遂する見込みがない場合。

工事計画完遂に必要な資金の調達についてその見込みがない場合。

3 開発行為を行うことに関し、他の法令による許可又は認可等を要する場合に、その許認可等の見込みがない場合。

4 その他、工事計画の確実な施行を妨げるおそれのある場合。

第4 その他

農業振興地域の整備に関する法律全体の趣旨に反すると認められる場合。